

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 6 年 10 月 1 日

全国健康保険協会福井支部
支部長 前田 英之

1 企画競争に付する事項

令和 6 年度 冬の健診実施に係る業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者
 - ③ 以下のいずれかに該当し、かつその事実があった後 3 年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争又は公募の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）で資格の有効期間が「令和 4 年度から令和 6 年度まで」であり、資格の種類、等級及び営業品目が「役務の提供等（その他）」の A、B、C 又は D 等級以上に格付けされ、競争参加地域が「東海・北陸」の地域について有効である競争参加資格を有するものであること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 令和 6 年度において、集合契約 A または集合契約 B もしくは生活習慣病予防健診委託契約を締結し

ており、当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

- (5) 当協会の被扶養者に対する特定健診または特定保健指導を集団健診で実施した実績があること（実施支部を問わない）。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 契約候補者の選定

参加資格を有する者から提出された企画提案書等について、あらかじめ定められた企画競争評価基準に基づき採点を行い、記載された条件を満たした者を契約候補者とする。

4 企画競争実施要領等を交付する日時及び場所

(1) 日時 令和6年10月1日（火）～令和6年10月22日（火）

(2) 場所 福井市大手3-7-1 福井県織協ビル9階

全国健康保険協会福井支部 企画総務グループ 担当：所

電話：0776-27-8301

5 企画競争説明書、仕様書に関する問い合わせ先

保健グループ 担当：齊藤、美川 電話：0776-27-8304

6 提出書類の提出期限等

(1) 提出期限 令和6年10月22日（火）午後5時00分

(2) 提出先 4（2）に同じ

(3) 提出方法 持参もしくは郵送による提出とする。

郵送の場合は書留などの追跡可能な方法とし、提出期限必着とする。

7 企画書等の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加条件に違反した者または競争参加資格に求められる義務を履行しなかった者の提出した提出書類は、無効とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

全額免除とする。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 詳細は企画競争説明書及び仕様書による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第 23 条 役職員であつた者は、退職後 2 年間、役職員に対し、当該役職員であつた者が、退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。